



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<https://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.172
7月号

第 87 回理事会を開催しました

6月18日(木)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザ会議室において第87回理事会が開催され、理事・監事18名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 行政との意見交換会の開催

8月4日、栃木県庁舎北別館において開催される意見交換会に提出する意見・要望事項が決まりました。

2. 産業廃棄物処理検定の試験対策研修会の開催

7月30日、とちぎ福祉プラザにおいて開催することが決まりました。

3. 反社会的勢力排除のための研修会の開催

9月25日、栃木県総合文化センターにおいて開催することが決まりました。

4. 新規加入会員の承認

正会員1社（マルサ工業株式会社）の入会が承認されました。

○マルサ工業株式会社 代表取締役 峰下 久司

所在地：宇都宮市砂田町 424-20 TEL028-657-0002 FAX028-678-6477

*収集運搬業（積替えを除く） 栃木県：令和6年5月18日

燃え殻、汚泥（※1）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※2）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（※3）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（※2）、がれき類（※1）

※1：石綿含有廃棄物を含む ※2：石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む

※3：水銀使用製品産業廃棄物を含む

5. 【関東地域協議会】部会・委員会メンバーの選出

他都県協会の状況を参考にしながら、事務局で選出案を作成することとなりました。

6. 【環境部】大規模災害時廃棄物対策 関東ブロック協議会の構成員の見直し

構成員の見直しに伴い、当協会にも加入要請があったことから、加入に向けた調整を進めることとなりました。

【報告事項】

1. 第15回定時社員総会及び懇親会の開催結果

5月21日の開催結果について報告がありました。

2. 栃木県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の開催結果

6月2日の開催結果について報告がありました。

3. (公社)全国産業資源循環連合会第16回定時総会の開催及び令和8年度会長表彰受賞者

6月19日開催の概要及び当協会の会長表彰受賞者について報告がありました。

4. 会員の異動

代表者及び住所が変更のあった会員について報告がありました。

5. 今後の日程

主な今後の行事予定について報告がありました。

6. 当協会青年部 活動報告

直近の活動内容及び今後の予定等について報告がありました。

【青年部】 令和8年度環境学習出前授業を実施しました

令和8年度第1回目の環境学習出前授業が、6月23日(火)に小山市立羽川小学校において開催され、臼井青年部長をはじめ12名が参加しました。

環境学習出前授業は、栃木県と当協会が連携して実施している事業で、県内の小学校等に出向き、ごみが資源として再び生まれ変わる仕組みや廃棄物処理施設の役割などを説明し、環境に優しい循環型社会について学んでいただいています。

当協会青年部では、海洋プラスチックごみ問題や正しいごみの分別について楽しく学べるよう、浦島太郎をモチーフにした寸劇「プラスチ郎」を上演しています。劇中ではゲームも取り入れ、児童が楽しみながら環境問題について理解を深められる内容となっています。

また、パッカー車（ごみ収集車）へのごみの投入体験を通して、ごみが圧縮される様子を間近で見学していただくなど、体験型の学習も実施しています。

今年度は、県内6校での開催を予定しています。



【寸劇「プラスチ郎」】



【ごみ分別ゲーム】



【パッカー車へのごみ投入体験】



【栃木協会青年部】

－青年部に入会しませんか－

青年部は、公益社団法人栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会事業への参加・協力をはじめ、全国産業資源循環連合会青年部協議会等が実施する各種事業への参加を通じ、部員の人材育成に積極的に取り組んでおります。令和8年7月1日現在、28名の部員が在籍しておりますが、より多くの皆様にご入会いただき、部員相互の資質向上及び連携強化を図ることで、貴社の更なる発展の一助になるものと考えております。

多くの皆様のご入会をお待ちしております。TEL028-612-8016

(公社)全国産業資源循環連合会 第16回定時社員総会が開催されました

6月19日(金)、全国産業資源循環連合会第16回定時社員総会が、東京都港区の明治記念館において開催されました。総会では、令和7年度事業報告及び決算の承認並びに任期満了に伴う役員改選について審議が行われ、いずれの議案も原案どおり承認されました。役員改選では、当協会の菊池会長が理事に再任されました。

また、令和8年度全産連会長表彰が行われ、当協会から次の方々が受賞されました。

○功労者表彰

加藤 和弘 株式会社日環 専務取締役

○地方功労者表彰

小林 正幸 株式会社リ・プラ 代表取締役

○地方優良事業所表彰

白石環境株式会社	代表取締役	白石	純也
株式会社平石工業	代表取締役	平石	朝一
株式会社ダイセン	代表取締役	三條	恭一
アワノ総合開発株式会社	代表取締役	宮崎	武史
栃木アンカー工業株式会社	代表取締役	荒金	憲一
有限会社栃木浄水	代表取締役	松山	龍芝

○優良従事者表彰

三井 貴将	いずみ産業株式会社	福富 武	鈴運メンテック株式会社
舘野 忠雄	有限会社関東実行センター	矢口 喜久一	メルテック株式会社



【受賞者の方々】



【会場風景】

令和8年度栃木県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会が開催されました

6月2日(火)、栃木県庁北別館において、栃木県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会が開催され、栃木県、宇都宮市、栃木県警察本部、当協会役員(菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、野中常務理事)が出席しました。

本協議会は、栃木県、宇都宮市、栃木県警察本部及び当協会が相互に緊密な連携を図り、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄等の防止並びに事案発生時の迅速かつ的確な対応を推進し、生活環境の保全に資することを目的として開催されているものです。

○事務局からのお願い

協会では、平成17年7月に栃木県と「不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結し、会員が不法投棄や不適正処理事案を発見した際は、協会事務局を通じて栃木県へ情報提供を行っています。

会員の皆様におかれましては、「これはおかしい」と感じる現場を発見された際は、早期対応につなげるため、速やかに協会事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。TEL028-612-8016



【会場風景】

令和8年度産業廃棄物処理検定の試験対策研修会の開催について

全国産業資源循環連合会では、日頃から産業廃棄物処理に携わる排出事業者及び処理事業者の従業員の方を主な対象として、廃棄物を適正に処理するために必要な基礎知識を有する人材を評価する「産業廃棄物処理検定」を今年度も実施いたします（5ページ参照）。

当協会では、本検定の合格を目指す方を対象に、試験対策研修会を開催いたします。参加を希望される方は、協会事務局までお問い合わせください。 TEL028-612-8016

1. 日時 令和8年7月30日（木）10：00 ～ 16：00
2. 会場 とちぎ福祉プラザ 第2研修室（2F）
宇都宮市若草 1-10-6 TEL 028-621-2940
3. 内容 産業廃棄物処理の基礎、産業廃棄物委託処理と委託契約、産業廃棄物管理票・帳簿等
4. 講師 （公社）栃木県産業資源循環協会 常務理事兼事務局長 野中 寿一 氏
〃 事務局次長 中指 敏光 氏
5. 参加費 会員：無料、非会員：3,300円（税込）
テキスト代 1,980円（税込み）
6. 定 員 30名

令和8年度許可等講習会 受講申込み受付中です

日本産業廃棄物処理振興センターが実施する令和8年度許可等講習会は、現在、受講申込みを受け付けています。栃木県では、講義はすべてオンライン形式で実施され、修了試験のみ、会場（コンセーレ）で実施いたします。許可期限が切れることのないよう、受講が必要な方はお早めにお申し込みください。

なお、申込みは日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから受け付けており、受付は先着順となっています。

○日本産業廃棄物処理振興センター ホームページ <https://www.jwnet.or.jp>

□栃木県会場（修了試験のみ実施）

コンセーレ 大ホール（1F） 宇都宮市駒生 1-1-6 TEL028-624-1417

【新規】＊産業廃棄物の収集・運搬課程

令和8年7月14日（火）10：00～、令和8年7月15日（水）13：30～

令和9年1月28日（木）10：00～

＊産業廃棄物の処分課程

令和8年9月30日（水）10：00～

【更新】＊産業廃棄物の収集・運搬課程

令和8年7月14日（火）13：30～、令和8年7月15日（水）10：00～、

令和8年9月30日（水）13：30～、令和9年1月28日（木）13：30～、

令和9年1月29日（金）13：30～

＊産業廃棄物の処分課程

令和8年9月30日（水）10：00～

【特別管理産業廃棄物管理責任者】

令和8年7月14日（火）15：40～、令和8年9月30日（水）15：40～

令和9年1月28日（木）15：40～、令和9年1月29日（金）10：00～

スキルアップを考えている
方に必須の試験です

第11回



産業廃棄物処理検定

廃棄物処理法基礎



産業廃棄物処理法検定のマスコット
「てき丸君」

本検定は環境大臣登録の「人材認定等事業」です

試験問題は

公式テキスト第2版(発行:令和8年4月)の内容を理解しているかを問います。
2026年4月1日時点で成立している法令に準拠して出題します。

この検定に 合格すると...

- 合格証明書カードが発行されます。
- きちんとした知識を備えた人材であることを連合会が認定します。
- お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で適確な提案をすることができます。

令和8年度 「CBT方式の試験」です。

※ CBTとは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験

試験実施期間

※受験日時については、
試験実施期間内で、
受験者が選べます。

第11回 令和8年9月9日(水)～9月30日(水)

申込期間: 令和8年8月6日(木)～8月26日(水)

試験会場

全国約360のテストセンター
にある最寄りの会場から
受験できます。

受験料

9,900円(税込)

全産連 研修会・セミナー

<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>

検索



申込方法

インターネット(Web)受付のみ

弊会のホームページ経由等で(株)シー・ビー・ティ・ソリューションズのwebサイトから申込いただけます。

受験資格

どなたでも受験可能

出題形式

CBT方式 60問(択一、選択式)

試験時間

75分

試験結果

即時判定

試験形態

テストセンターのパソコンにて回答



お問い合わせ先



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

検定試験担当

E-mail: ability-as@zensanpairen.or.jp

●営業時間/月～金 9:00～17:00 ●定休日/土日・祝日

2026.03

BUNさんと

各種リサイクル法

に挑戦しよう



5月号からは各種リサイクル法を題材とした問題を掲載しています。

では、前回の宿題を確認していきましょう。

宿題Q 再資源高度化法では廃棄物処理法の処理業許可が不要となる制度の一つとして「分離・回収認定」（類型2）があるが、この認定制度の対象となっていない廃棄物はどれか。

1. 廃太陽電池
2. 廃太陽電池の附属品
3. 廃リチウム蓄電池
4. リチウム蓄電池を使用している製品が廃棄物となったもの
5. 紙おむつ

【解説】

再資源高度化法とその政令に次の条文があります。

（高度分離・回収事業計画の認定）

第十六条 廃棄物（その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る。）から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業（以下「高度分離・回収事業」という。）を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、高度分離・回収事業の実施に関する計画（以下「高度分離・回収事業計画」という。）を作成し、環境大臣の認定を申請することができる。

（高度分離・回収事業の対象となる廃棄物）

第三十二条 法第十六条第一項の環境省令で定める廃棄物は、新たな技術、経済社会情勢の変化、社会の要請等を勘案し、特に高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化の実施が見込まれるものとして環境大臣が定めるものとする。

そして、その環境省告示第八十二号では

- 一 廃太陽電池 太陽電池又はその附属品が廃棄物となったものをいう
- 二 廃リチウム蓄電池等 リチウム蓄電池若しくはリチウム蓄電池を使用している製品が廃棄物となったもの又はこれらを処分するために処理したものをいう
- 三 廃ニッケル水素蓄電池等 ニッケル水素蓄電池若しくはニッケル水素蓄電池を使用している製品が廃棄物となったもの又はこれらを処分するために処理したものをいう

と、現時点ではこの3品目だけが大臣告示されています。法案時点の環境省のパフレットには「紙おむつ」も掲載されていたのですが、施行時の大臣告示からは紙おむつは除かれていました。推察するに、審査の時間が足りない、差し当たっては喫緊の課題である3品目でスタートしようということなのかと思います。

正解 5

～各種リサイクル法問題～

引き続き、本日の問題は、この再資源高度化法の認定制度から。

- Q 1 再資源高度化法に基づく「高度再資源化事業計画」の認定（再資源化事業認定（類型 1））を受けた場合の、廃棄物処理法上の取扱いとして正しいものはどれか。
1. 認定高度再資源化事業計画に従って行う一般廃棄物および産業廃棄物の収集運搬および処分については、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業の許可が不要となる。
 2. 認定高度再資源化事業計画に従って行う処分についても、廃棄物処理法の処分業の許可は必ず必要であり、特例はない。
 3. 認定高度再資源化事業計画に従って行う処分のうち、一般廃棄物に限り廃棄物処理法の許可が不要となる。
 4. 認定高度再資源化事業計画に従って行う処分については、廃棄物処理施設の設置許可のみ不要となり、収集運搬業や処分業の許可は必要である。
 5. 認定高度再資源化事業計画に従って行う処分については、許可は不要だが、認定事業者の委託先事業者は廃棄物処理法の許可を要する。

【解説】

再資源高度化法では、認定を受けた再資源化事業計画に記載された認定事業者およびその委託先は、計画に従って実施する再資源化については、一般廃棄物・産業廃棄物の処理業許可を取得せずに実施できるとされています。

ポイントは次の三つです。

- ①対象は「認定計画に従って行う」範囲に限られる。
- ②一般廃棄物・産業廃棄物のいずれについても処理業許可が不要となる。
- ③計画に位置付けられた委託先も、同じ範囲で許可不要となる。

各選択肢は次の箇所が誤りです。

2. まったく特例がないとしているが、「許可不要」の特例はある。
3. 一般廃棄物だけでなく、産業廃棄物も許可不要となる。
4. 施設設置許可だけでなく、処理業許可も不用となる。
5. 委託先についても「計画に位置付けられた者」であれば許可不要となる。

正解 1.

なかなか、難しいと思いますが、整理は後にしましてもう2問。

- Q 2 再資源高度化法における「高度分離・回収事業計画」（類型 2）の認定を受けた場合の、廃棄物処理法上の取扱いについて正しいものはどれか。
1. 類型 2 の認定を受けた事業では、対象廃棄物についての中間処理に関する廃棄物処理法の許可が特例として不要となる。
 2. 類型 2 の認定を受けた事業では、すべての廃棄物について最終処分場での埋立処分の許可が不要となる。
 3. 類型 2 の認定を受けた事業では、収集運搬業の許可のみ不要となり、中間処理や最終処分に関する許可は従来どおり必要である。
 4. 類型 2 の認定を受けた事業では、廃棄物処理法の許可に関する特例は設けられていない。
 5. 類型 2 の認定を受けた事業では、廃棄物処理施設設置許可のみ不要であり、処分業の許可は必要である。

～各種リサイクル法問題～

【解説】

類型 2「高度分離・回収事業」は、環境大臣が指定した特定の廃棄物について、高度な技術で再資源化を行う中間処理に関し、廃棄物処理法の許可不要特例が認められています。

今月冒頭の「宿題Q」のとおり、現在は太陽光パネル、リチウムイオン蓄電池、ニッケル水素蓄電池が対象とされ、それらの中間処理について許可不要となります。

したがって、1.「正しい」、2.以降は次の点が間違っています。

2. すべての廃棄物、かつ最終処分について許可不要とするものではない。

3. 類型 2 は、中間処理の許可不要特例であり、「収集運搬」の不要制度はない。

4. 「中間処理の許可不要特例」がある。

5. 処分業許可不用の特例がある。

正解 1.

整理の前に今月は満腹状態になってきましたので、再資源高度化法類型 3 は宿題にしましょう。

宿題Q 再資源高度化法における「再資源化工程の高度化事業計画」（類型 3）の認定を受けた場合の、廃棄物処理施設に関する廃棄物処理法上の取扱いとして正しいものはどれか。

1. 認定を受けた者は、認定を受けた設備の導入について、廃棄物処理法上の廃棄物処理施設の変更許可を受けたものとみなされる。
2. 認定を受けた者は、新たに設置するすべての廃棄物処理施設について、廃棄物処理法の設置許可が一切不要となる。
3. 認定を受けた者は、再資源化工程の高度化に用いる設備についても、必ず別途廃棄物処理法上の変更許可を受けなければならない。
4. 認定を受けた者は、廃棄物処理施設の設置許可の特例は受けられないが、処分業許可は不要となる。
5. 認定を受けた者は、廃棄物処理施設の設置許可および処分業許可が双方とも不要となる。



佐藤 泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座 1 丁目 16-6 鈴常ビル 4 階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

コラム

○再資源化事業等高度化法に基づく再資源化実施状況報告義務

再資源化事業等高度化法に基づき、一定規模以上の産業廃棄物処分業者（中間処理業者）は、再資源化実施状況を国に報告する義務があります。2026 年 6 月 30 日が初回の報告期限です。

報告義務があるのは、前年度中間処分を行った産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の数量が 10,000 トン以上、廃プラについては 1,500 トン以上の産業廃棄物処分業者です。報告内容は、産業廃棄物の種類（金属くず等）に応じ、処分の区分ごと（破碎・選別等）に、処分を行った産業廃棄物の数量と再資源化した産業廃棄物の数量です。但し、初年度の実績報告の運用については、産業廃棄物処分業者の負担を考慮し、柔軟な対応を行うとのことです。インターネットによる報告は、下記のサイトで行うことができます。また、対象事業者は、自社の HP においても公表することが求められています。

https://policies.env.go.jp/recycle/recycling_business/resource_circulation/disclosure/index.html

報告は電子メールまたは郵送によっても提出することもできます。この場合の報告様式については、下記の環境省 HP の URL 10. 報告・公表制度の欄からダウンロードできます。

https://www.env.go.jp/recycle/waste/page_01721.html

環境省は報告・公表の手引きを作成しているので、記載内容についてはこの手引きをご参照ください。<https://www.env.go.jp/content/000401352.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 8 年 6 月 22 日掲載）

○サプライチェーンと人権に関する法制化動向

JETRO（日本貿易振興機構）調査部は、2026 年 3 月、「サプライチェーンと人権」に関する法制化動向（全世界編 第 3 版）を公表しました。

グローバル経済が進む中で、企業に人権デューディリジェンスを義務付ける動き、貿易管理制度として強制労働により生産された製品の輸出入を禁止する動きがあります。

特に、欧州で導入予定の企業持続可能性デューディリジェンス指令（CSDDD）、米国のウイグル強制労働防止法（UFLPA）などが重要です。

CSDDD は、2026 年 3 月に簡素化指令が施行され、一歩後退の動きがあるものの、各国レベルでは着々と法制化を進めています。

一方で、米国トランプ政権は新たな関税の根拠として、ウイグル強制労働防止法を活用することを表明しました。貿易と人権の問題は、複雑化しています。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/35a7f36d5712f4be/20250067.pdf

<https://forbesjapan.com/articles/detail/98554>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 8 年 6 月 15 日掲載）

○（資源循環分野）特定技能制度・育成就労制度による外国人材確保

人材不足に悩む各種業界において、外国人材を確保する制度の拡充が検討されています。

環境省は、特定技能制度・育成就労制度に基づき、外国人労働者を 2027 年から受入れることを目指して、受け入れ態勢構築を進めると発表しました。

2026 年 1 月 23 日の閣議決定では、資源循環分野（廃棄物処分業（中間処理））は新たな対象分野となり、廃棄物の中間処理を行う業務について、優良な事業者（法令を遵守し、労働安全衛生対策等に適切に取り組む事業者）に、受入れ見込み数 4,500 人〔転籍制限期間〕 2 年とされています。会社と労働者の双方が幸せになるような運用が大切だと思います。

<https://www.env.go.jp/content/000388752.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 8 年 6 月 8 日掲載）

ワンポイント安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



令和 8 年度栃木労働局の労働災害防止の重点課題

令和 8 年 5 月 25 日、栃木労働局 労働基準部 健康安全課から報道発表がありました。

概要は下記になります。

栃木労働局は、栃木県内における令和 7 年の休業 4 日以上労働災害による死傷者数（新型コロナウイルス感染症によるものを除く。）を取りまとめました。

死亡者数は 18 人で前年（24 人）より 6 人減少、死傷者数は 2,200 人で前年（2,234 人）より 34 人減少となりました。

また、死亡者数（18 人）においても、60 歳以上の死亡者数（10 人）は半数を超えています。

令和 8 年度の栃木労働局は、高年齢労働者労働災害防止対策などを重点課題として労働災害防止に取り組みます。

協会だより vol162（令和 7 年 12 月）『「死亡労働災害多発警報」発令中』のなかで、全国のデータによる 60 歳以上の男女別の労働災害発生率を紹介しましたが、今回の報道発表で栃木県のデータがでましたので、高年齢労働者の労働災害に関する箇所を抜粋して、改めて紹介します。

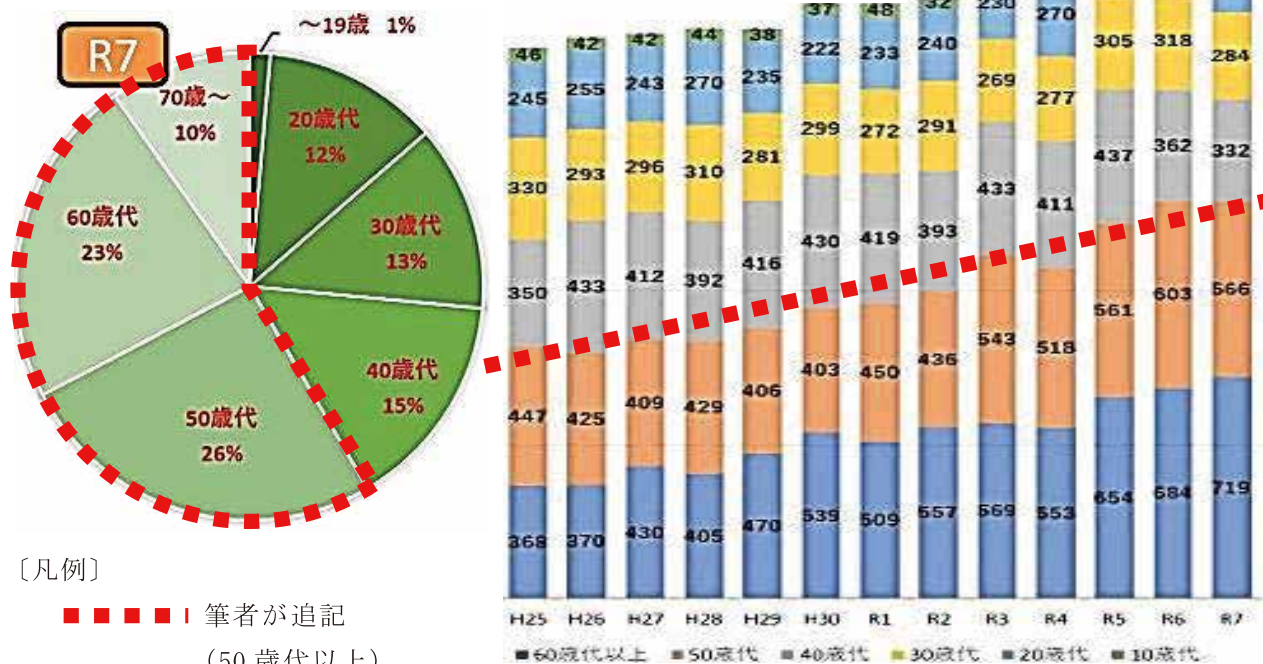
1 栃木県内の令和 7 年の労働災害発生状況の概要

（2）死傷者数：2,200 人（前年：2,234 人）

○年齢別：「50 歳代」が最も多く 25.7%（566 人）となっており、

50 歳以上で 58.4%、60 歳以上で 32.7% を占めた。

（下図・年齢別発生状況）



2 取組の重点事項の概要

(1) 死亡災害を減少させるため、

- ① 近年高年齢労働者の死亡災害の割合が増えていることから、高年齢労働者における災害を防止するため、令和8年2月に施行された「**高年齢者の労働災害防止のための指針**」を周知し、対策の徹底を呼び掛ける。

取組の重点事項のうち、リーフレット「**高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました**」によると、「事業者が講ずべき措置」の中に、「3. 高年齢者の健康や体力の状況の把握」があります。

高年齢者の健康や体力の状況の把握があり、身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましい、とあります。

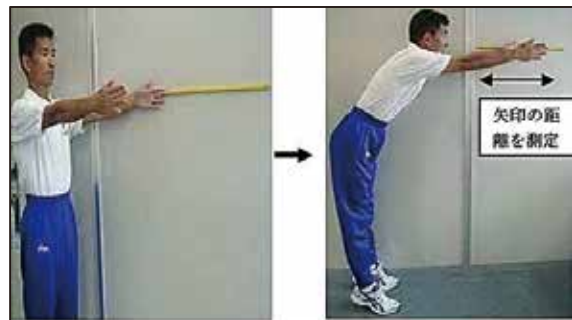
この中から、『転倒等リスク評価セルフチェック表』（右QRコード）の体力チェックは、下記のような内容です。実施手順はつぎのようになります。

- ①質問票（身体機能に対する意識）を事前に記入する ➡②身体機能を計測する（下記5種目）
➡③レーダーチャートにプロットする

【歩行能力・筋力（2ステップ）】



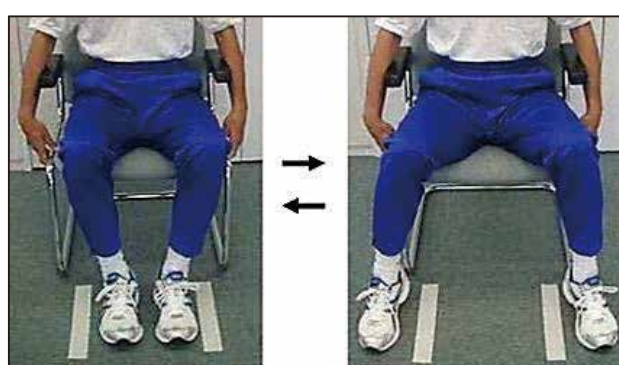
【動的バランス（ファンクショナルリーチ）】



【静的バランス（閉眼片足立ち）、（開眼片足立ち）】

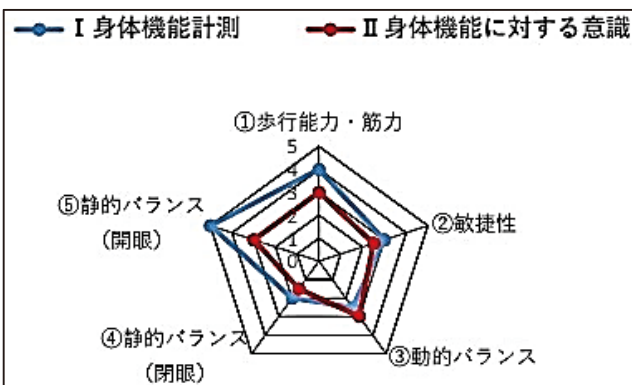


【敏捷性（座位ステッピング）】



※①（身体機能に対する意識）と②（身体機能計測）の結果に基づいて、差異を把握して、転倒災害等のリスクを確認する。

〔体力チェックの実施結果の例〕



〔参考〕「高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました」

《会社訪問》 今回は、正会員の株式会社 CLEAN を訪問しました。

1 会社概要

会社名：株式会社 CLEAN

代表者：代表取締役 緑川 直道

住 所：栃木県那須郡那須町大字漆塚 8

連絡先：TEL0287-72-7000

FAX0287-72-7007

那須塩原支店：栃木県那須塩原市黒磯 15-1

創業：2006 年 10 月 17 日

従業員：14 名



2 許可の取得状況

○一般建設業（許可番号） 栃木県（第 24409 号）

○一般廃棄物収集運搬業 那須町環 56

○古物商第 栃木県公安委員会（第 411110001190 号）

○産業廃棄物収集運搬業（許可番号）

・栃木県（00900211397）・福島県（第 00707211397 号）・千葉県（第 01200211397 号）

・東京都（第 13-00-211397 号）・群馬県（01000211397）・神奈川県（01400211397）

・宮城県（00400211397）・埼玉県（01100211397）・茨城県（0080211397）

3 施設概要

当社、株式会社 CLEAN は 2006 年 10 月に那須町漆塚に創業し解体業を主軸とし産業廃棄物収集運搬・一般廃棄物収集運搬など業務を強力に展開しております。2024 年 6 月には那須塩原支店を開設、より広範囲のお客様へ迅速にサービスをご提供する体制を構築してまいりました。さらにエコアクション 21 の取得、社内業務システムの拡充と徹底したセキュリティ対策の構築で、現場と社内一体となり事業展開しております。



4 会社から一言

株式会社 CLEAN は、解体事業において様々な経験と技術を蓄積してきました。

豊富な経験をもとに解体工程だけではなく、その後の建設工程全体のスムーズな工事進行を視野に入れ「圧倒的な機械力」と「確かな技術」により、効率的に「安全、低コスト」の解体工事を推進します。

さらに発生した産業廃棄物は、法律に基づいた適切な処理で「安心、確実に」施工します。地元企業を中心に官民間わず、その信頼にお答えしています。

《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の皆様を募集しております。自社の取組や事業内容などを広く発信する機会として、ぜひご活用ください。お問い合わせ：TEL028-612-8016

令和 8 (2026) 年 6 月



知っているようで知らない…

身近でこわ～い熱中症の新常識

栃木県の熱中症による救急搬送者数は、2025年は1,514名でした。地球温暖化による気候変動の影響で増加傾向にあります。熱中症は「真夏の暑い時期だけのもの」「休めば治る」と思っていませんか？熱中症を知り、早めの時期から対策を心がけましょう。

熱中症はどんな日に発生するの？

7～8月＋梅雨明け直後！

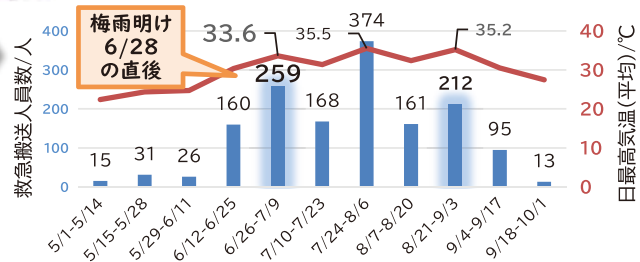
2週間ごとの搬送者数の推移を見てみると、夏休みが始まる7/24～8/6が最も多いですが、2番目は梅雨明け直後！

日最高気温の平均値が高い8/21～9/3よりも、梅雨明け直後の6/26～7/9の方が救急搬送者数が多いことがわかります。

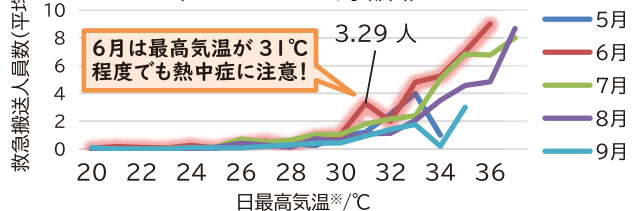
また、月ごとに宇都宮の日最高気温ごとの救急搬送者数の平均値を算出すると、6月は気温が低い日でも救急搬送者数が多くなる傾向がありました。理由の一つとして、体が暑さに慣れていないことが考えられます。

早い時期から暑さに警戒が必要です。

栃木県の熱中症搬送者数(2025)



日最高気温に対する救急搬送者数 (2014～2025, 宇都宮)



※日最高気温の小数点以下を切り捨てた区分値を使用 例：24.3°C、24.8°C ⇒ 24°C

熱中症になるとどうなるの？

熱中症は、暑い環境にいて、体温が上昇し、重要な臓器が高温にさらされることにより起きる障害の総称です。以下が熱中症のサインですが、体の中では重大な障害が発生している可能性があります。



出典：熱中症環境保健マニュアル ～総論～ 2025年7月版（環境省）

白内障のリスクが約2倍！

熱中症の既往歴がある人はない人と比べ、白内障の発症リスクが 1.96 倍になるとの研究結果が発表されています※1。

高齢者の重症化リスク大！

東京都消防庁によると、2025 年に熱中症で救急搬送された高齢者は全体の半数以上であり、うち約半分は中等症以上（成人の約 1.9 倍※2）でした。重症化すると脳に障害が残る可能性もあります。

出典：

※1 https://www.nitech.ac.jp/mt_files/20260508_Hirata_Press.pdf

※2 <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/life/nichijo/heat/toukei.html>

でも

熱中症は予防できます！

- 1 エアコンの使用 温度で管理！
- 2 日傘・帽子の着用

- 3 こまめな水分補給 1日8回！

- 4 暑さに備えた体づくり

- 5 熱中症警戒アラート等を活用

いっしょにやってほしいま～☆☆



栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)

HP▶



とちぎカーボンニュートラル実現リーダーニュートラくん▶

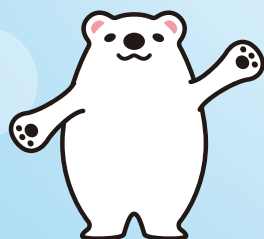


◀ X (旧 Twitter)

中小企業（個人事業主を含む）の 低濃度PCB廃棄物の 適正処理を支援します

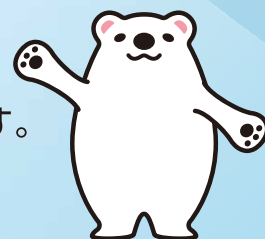
申請受付中（令和9年3月31日まで）

低濃度PCBに汚染された廃棄物は**令和9年3月31日まで**に保管事業者で適正に**処理**されなければなりません。処分期限までの適正処理を加速化させるため、国（環境省）は中小企業（個人事業主を含む。）に対する助成金を創設しました。



分析費・処理費に対し、
補助率2分の1の額が助成されます。

詳細は裏面へ！



【問い合わせ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
低濃度 PCB 助成金コールセンター

TEL：0120-427442

受付時間 月～金 10時～12時/13時～17時（祝日年末年始を除く。）

mail:joseikin@sanpainet.or.jp

URL:<https://www.sanpainet.or.jp/joseikin>

助成金申請について

申請書類は産業廃棄物処理事業振興財団のHPからダウンロードできます。HPの提出書類のページまたは「助成金交付申請の手引き」でご確認下さい。

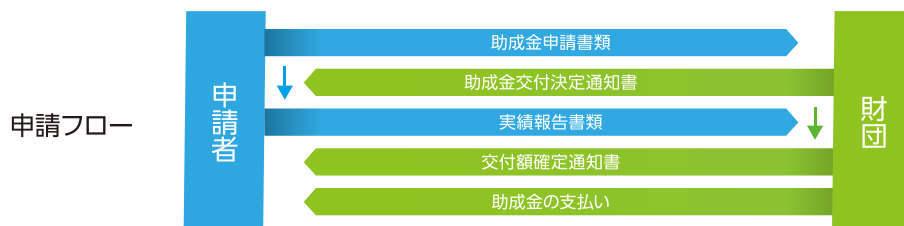
ご注意！

PCBの分析及び処理の実施は、交付決定通知書を受領した後に実施してください。
交付決定通知書の発行よりも前に分析や処理を実施した場合、助成金の交付はできません。

申請の際は、必ず『助成金交付申請の手引き』をご参照ください！ URL:<https://www.sanpainet.or.jp/joseikin>

申請書受付期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日（ただし、予算の範囲を超えた日をもって申請書の受付を停止します。）



助成対象者

1. 中小企業者 ※1

・会社（株式・有限・合資・合名・合同）

- 1)表1において主たる業種毎に定められるA又はBの基準を満たす会社（ただし、1又は2者以上の大企業者（中小企業者以外の会社）または自治体が保有する株式又は出資額が、当該会社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社（みなし大企業者）は、大企業者として取り扱い、対象外となります。）
 - 2)みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係※2がないこと
 - 3)貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係※2がないこと
- ・1 清算中又は特別清算中の法人に該当する、会社、中小企業団体等、法人も軽減制度の対象となります。清算中等の確認は登記簿謄本を用いて行います。
 - ・2 完全支配関係とは発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接または間接に保有する関係をいいます。

・個人事業主 下記の表において業種ごとに定められる従業員数(B)の要件を満たす個人事業主

表1

主たる業種※3	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数※4
①製造業	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5,000万円以下	200人以下
⑧その他	3億円以下	300人以下

※3 業種は直近の決算書で最も売上の大きい部門により判断します。（例：前期決算において製造部門よりもサービス部門の売上が大きい場合にはサービス業として判定します）

※4 常時使用する従業員の数は事業者としての全体の数字です。事業場（支社、工場等）のものではありません。（例：処理対象物を保管する工場の常時使用従業員数が基準の数以下であっても、本社及び他の工場等の従業員数の合計が基準の数を上回っていれば対象外となります）

・中小企業団体等 下記の表に定められる中小企業団体等

表2

中小企業団体の基準	
中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）	特別の法律によって設立された組合又はその連合会（農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区等）

2. 法人（会社、中小企業団体等を除く）

- ・常時使用する従業員の数※4が100人以下の法人
- ・常時使用する従業員の数が、表1において、主たる業種毎に定められるBの基準を満たす法人※5。

※5 例えば、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人は、設立根拠法によりサービス業に該当するため、常時使用する従業員数が100人以下の法人が対象になります。

3. 個人

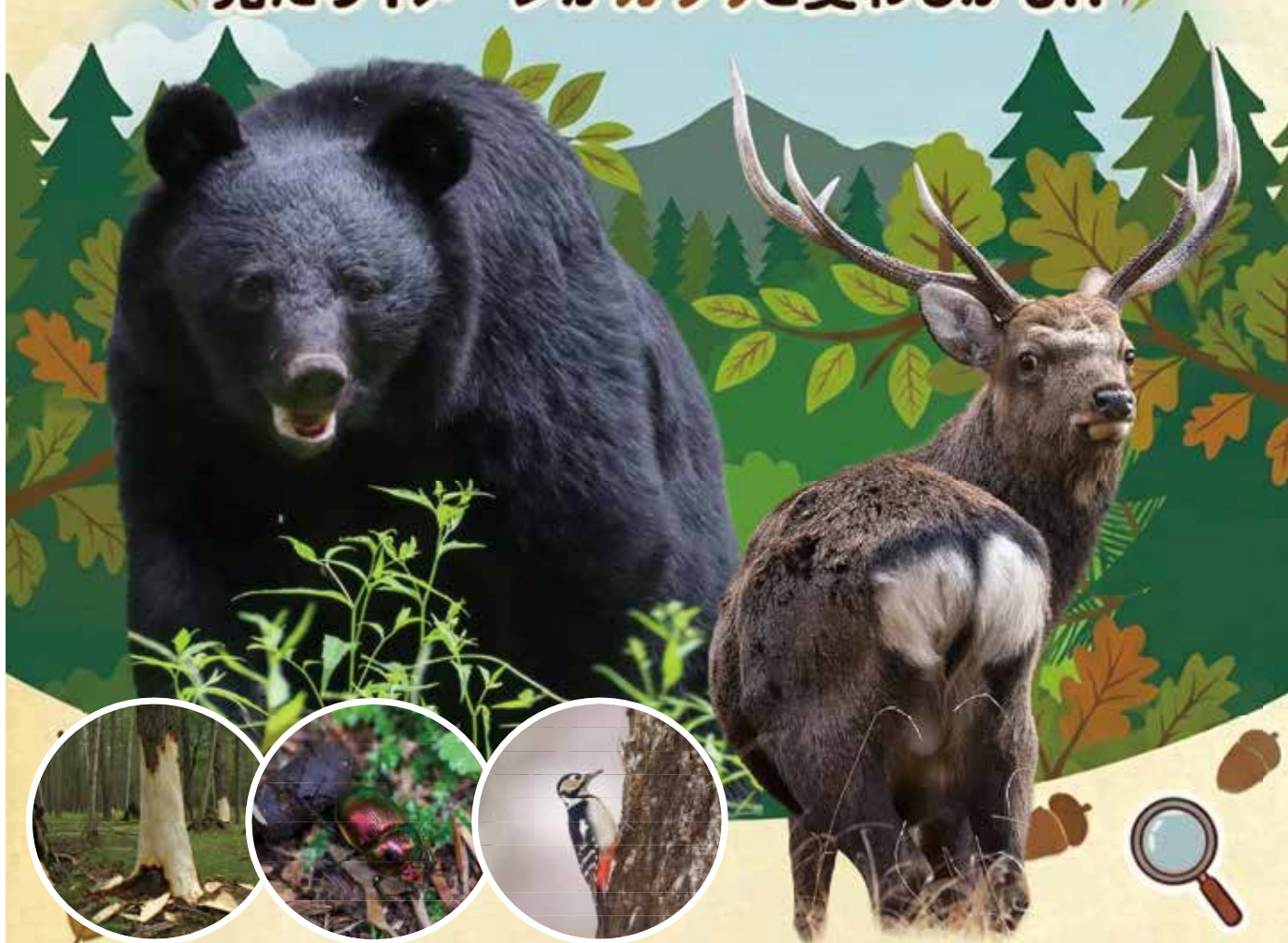
- ・解散又は事業を廃止した事業者から軽減対象廃棄物を継承して保管している個人
- ・何らかの理由で軽減対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人
- ・破産者（破産管財人）

栃木県立日光自然博物館 夏の企画展

ツキノワグマとニホンジカ

～奥日光で暮らすクマとシカのリアル～

色々な角度から
クマとシカのリアルに迫ります!!
見たらイメージがガラリと変わるかも!?



令和8年 7/11(土)～9/6(日)



栃木県立
日光自然博物館
QRコードでHPに簡単アクセス!

〒321-1661 栃木県日光市甲賀町2480-1 ☎: 0288-55-0880



入館料
()内割引料金
※各種割引あり

大人 高校生以上	510円 (410円)
小人 4才以上	260円 (210円)

まだ知らない奥日光に会いにいこう！

夏ガイドツアー

2026

この夏だけの体験を ガイドと一緒に！

企画展連動開催

けもの道トラッキング

現役ハンターと共に動物の痕跡を追跡！
運が良ければ動物に出会えるかも？



日付
7月25日(土)
時間
10:00～15:40
参加費
5,000円※

奥日光 ナイトサファリ

バスに乗って夜の森へ！
奥日光の自然を見て知って楽しむ夜にしよう



日付
8月14日(金)
時間
18:30～21:00
参加費
3,300円※

ハコネサンショウウオ 捜索隊

いざ奥日光の秘境へ！ハコネサンショウウオの
魅力と一緒に味わい尽くしましょう！



日付
7月19日(日)8月1日(土)
時間
8:45～15:00
参加費
中学生以上6,000円※
小学生3,000円※

戦場ヶ原 夏のガイドウォーク

夏でもひんやり快適♪
爽やかな湿原でガイドと一緒に自然を楽しもう！



日付
8月1～23日毎土日
時間
9:30～11:00
13:00～14:30
参加費
1,000円

戦場ヶ原 ナイトハイキング

見て/歩いて/聞いて/夜の戦場ヶ原で
自然の音や雰囲気を楽しみましょう！



日付
8月18・15・22(土)
時間
19:30～21:00
参加費
4,400円

ムシムシライブ観察隊！

奥日光の大自然の中へ
昆虫たちの暮らしをのぞきに行こう！



日付
8月2日(日)
時間
9:00～12:00
参加費
2,000円

山の日トレッキング ～カクレた滝へ～

目指すはずぶぬれ必至の滝？
ガイドと一緒に道なき森の奥深くへ探検！



日付
8月11日(火祝)
時間
9:25～15:00
参加費
大人7,000円※
小人5,000円※

秘滝トレッキング・緑滝

真夏の奥日光で大人の大冒険！
知られざる秘滝をガイドといっしょに訪ねます



日付
8月17日(月)
時間
8:30～16:00
参加費
11,000円※

秋もイベント開催！

小田代原 「草紅葉」ガイドウォーク

9月20日(日)、26日(土)
10月3日(土)、10日(土)



戦場ヶ原 秋のガイドウォーク

9月～11月
随時開催予定！

湯導管の道を歩く

中禅寺温泉誕生のカギは山の中に隠れている！
奥日光の知られざる歴史にせまります



日付
8月25日(火)
時間
9:30～14:30
参加費
6,600円

※：低公害バス運賃が必要となります。 時間などの詳細は変更になる可能性があります。

詳細・お申し込みは
こちらのQRコードから→



栃木県立
日光自然博物館
QRコードでHPに簡単アクセス！

TOBU
Group

〒321-1661 栃木県日光市中宮祠2480-1 ☎0288-55-0880

栃木県内のまつり・イベント情報（7月～8月）



日時	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
7月11日(土)～7月12日(日) ■出御祭:2026年7月11日(土) ■還御祭:2026年7月12日(日)	八坂祭(天王祭)	壬 生 町	壬生町蘭学通り(「壬生駅入口」交差点から「大師町南」交差点)を中心とした地域※両日とも16:00～22:00で交通規制が行われる区間があります。	壬生町観光協会	0282-81-1844
①2026年7月11日(土)13:30～16:30(予定)②2026年7月25日(土)13:30～16:30(予定)③2026年8月2日(日)13:30～16:30(予定)	【子ども体験】 感じてみよう！描いてみよう！珪藻土アートにチャレンジ2026	那須塩原市	①西那須野公民館(那須塩原市太夫塚1-194-78)②三島公民館(那須塩原市東三島6丁目337番地)③西那須野公民館(那須塩原市太夫塚1-194-78)	shiobara viva(塩原ビバ)	080-3487-1015
7月11日(土)～8月23日(日)	唐澤山神社「風鈴参道」	佐 野 市	唐澤山神社 参道・山門前(佐野市富士町1409)	唐澤山神社 社務所	0283-24-1138
7月11日(土)～10月11日(日)の毎週土日開催	日光田母沢御用邸記念公園「中坪(中庭)めぐりツアーガイド」	日 光 市	日光田母沢御用邸記念公園(日光市本町8-27)	日光田母沢御用邸記念公園管理事務所	0288-53-6767
7月12日(日)[予定] 午前の部:11:00～12:00 午後の部:14:00～15:00	日光田母沢御用邸記念公園「フレッシュ青春(あおはる)コンサートⅡ」	日 光 市	日光田母沢御用邸記念公園(日光市本町8-27)	日光田母沢御用邸記念公園管理事務所	0288-53-6767
7月12日(日)	天王祭(八雲神社例大祭)	大田原市	大田原神社(大田原市山の手2-2039)	大田原神社	0287-22-2205
7月11日(土)～8月23日(日)	唐澤山神社「風鈴参道」	佐 野 市	唐澤山神社 参道・山門前(佐野市富士町1409)	唐澤山神社 社務所	0283-24-1138
7月17日(金)～7月19日(日)	久下田祇園祭	真 岡 市	久下田駅前通り(真岡市久下田)	真岡市商工観光課	0285-83-8135
7月17日(金)～19日(日)・7月24日(金)～7月26日(日)・7月31日(金)～8月2日(日) ■放流開始:20:30～ ※天候及び河川状況等により、変更または中止になる場合があります。	湯西川温泉心(しん)かわあかり	日 光 市	湯西川本流(今淵地区～湯前橋まで)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
7月18日(土)宮出し15:00～	かみのかわ夏祭り	上 三 川 町	上三川通り周辺(河内郡上三川町)※会場周辺は16:00～交通規制が実施され、車両通行止めとなります。	上三川町商工課	0285-56-9150
7月18日(土) ■18:45～ 開幕挨拶・祝辞 ■18:55～19:25 天人疾風の会(和太鼓演奏) ■19:30～19:55 五人衆(和太鼓・唄・舞踊) ■20:00～21:00 手筒花火打ち上げ ※各演目の開始時間はあくまで目安です。※雨天決行。但し、荒天(雷雨・強風)や管轄官庁の指導で中止となる場合もあります。	手筒花火	益 子 町	益子観光南駐車場(益子焼窯元共販センター南側駐車場)(芳賀郡益子町益子4978-3)	下野手筒会公式インスタグラム「@shimotsuketedutsu」からお問い合わせください。	https://www.instagram.com/shimotsuketedutsu/
7月18日(土)19:00受付 19:30～20:30 ※雨天中止	ホテル観賞会「ヘイケボタル」	日 光 市	日光だいや川公園(日光市瀬川844)	日光だいや川公園管理事務所	0288-23-0111
7月18日(土)～7月19日(日)9:00～17:00	第35回ひまわりフェスティバル	野 木 町	野木第二中学校南側(野木町野木地内)	野木町ひまわりフェスティバル実行委員会事務局(野木町産業振興課商工観光係内)	0280-57-4153
■鮎釣り大会 7月19日(日) 競技時間8:00～12:00まで ■鮎釣り体験 7月19日(日)8:00～11:00まで	鮎生産東日本一「きつれ川の鮎まつり」	さくら市	水辺公園(ジョイフルブルーパーク)(さくら市喜連川4145-10)	きつれ川の鮎まつり実行委員会(喜連川観光協会内)	028-686-3013
7月19日(日)18:00～20:30 ※雨天時は翌20日(月・祝)に延期	第8回しもつけ燈桜会	下 野 市	天平の丘公園(下野市国分寺993-1)	下野市商工観光課 (一社)下野市観光協会	0285-32-8907 0285-39-6900
7月20日(月・祝)～8月22日(土)10:00～15:00(受付9:45～14:30)	魚のつかみどり in 小原沢	日 光 市	小原沢特設会場(鬼怒川温泉)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525

～栃木県内のまつり・イベント情報～

7月20日(月・祝)～8月23日(日)※火曜日休園	「栃木県営都市公園写真コンクール」写真展	日光市	日光田母沢御用邸記念公園(日光市本町8-27)	日光田母沢御用邸記念公園管理事務所	0288-53-6767
7月23日(木)～7月24日(金)	子育て地蔵尊夏祭	大田原市	光真寺(大田原市山の手2-11-14)	光真寺	0287-22-2033
7月23日(木)～7月25日(土) ■7月23日(木)出御祭■7月24日(金)御神酒頂戴式■7月25日(土)還御祭・御上覧	益子祇園祭	益子町	鹿島神社(芳賀郡益子町益子1685-1)周辺・益子町内各所	【祭事のこと】鹿島神社【祭事以外のこと】益子町観光協会	0285-72-6221 0285-70-1120
7月24日(金)～7月25日(土) ■御渡(神輿展示)7月1日(水)～7月31日(金)■神事(龍王峡)7月24日(金)11:00～11:50■本祭(鬼怒川温泉街)7月24日(金)～7月25日(土)18:00～22:00	第58回龍王祭(りゅうおうまつり)	日光市	■御渡(神輿展示):参加宿泊施設 ■神事:龍王峡 五龍王神社参道大鳥居前 特設会場 ■本祭:鬼怒川温泉 くらがね橋周辺	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
7月24日(金)～26日(日)	山あげ祭	那須烏山市	旧烏山町市街地(那須烏山市)	[平日]山あげ祭実行委員会(那須烏山市商工観光課)[土・日・祝日]那須烏山市観光協会	0287-83-1115 0287-84-1977
7月24日(金)～26日(日)	真岡の夏まつり荒神祭(こうじんさい)	真岡市	大前神社(真岡市東郷937)・真岡市役所周辺(真岡市荒町)・真岡市内中心部	真岡市商工観光課	0285-83-8135
7月25日(土)19:30～21:00	真岡市夏祭大花火大会	真岡市	真岡市役所東側の五行川沿い(真岡市荒町)	真岡市商工観光課	0285-83-8135
7月25日(土)～26日(日)※花火大会は7月25日(土)	祇園祭ふるさと茂木夏まつり	茂木町	茂木町中心市街地	ふるさと茂木まつり運営委員会(茂木町商工観光課)	0285-63-5644
7月25日(土)～8月16日(日)10:00～15:00(最終受付14:20)[予定]※不定休	魚のつかみどり in 川治	日光市	男鹿川特設会場(川治温泉)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
7月26日(日)10:00～12:00	子供たちのためのレインボープロジェクト《七色土玉》	日光市	日光だいや川公園(日光市瀬川844)	日光だいや川公園管理事務所	0288-23-0111
7月31日(金)17:00～	大前神社「夏越祭」	真岡市	大前神社(真岡市東郷937)	大前神社	0285-82-2509
7月31日(金)	湖上花火・深山踊り	日光市	日光二荒山神社中宮祠(日光市中宮祠2484)	日光二荒山神社中宮祠	0288-55-0017
7月31日(金)～8月7日(金)	男体山登拝大祭	日光市	日光二荒山神社中宮祠(日光市中宮祠2484)	日光二荒山神社中宮祠	0288-55-0017
8月1日(土)18:00～20:00[予定]	百八灯祭(ひゃくはっとうさい)	日光市	岩崎観世音(日光市岩崎1686)	日光市観光協会	0288-22-1525
8月1日(土)19:00～(時間1時間半程)※天候によっては、中止、延期の場合もありますのでご了承ください。	令和8年度 夏休み夜の虫観察 in 花の山	茂木町	樹の花自然園「花の山」(芳賀郡茂木町小山1067)	樹の花自然園花の山	0285-65-1187
8月1日(土)19:15～20:50[予定]	第110回記念足利花火大会	足利市	渡良瀬川沿い(田中橋下流河川敷)(足利市伊勢南町)	足利花火大会実行委員会(足利商工会議所)	0284-21-1354
8月1日(土)～8月2日(日) ■8月1日(土)9:30～12:00 ■8月2日(日)9:30～15:00	子供たちのためのレインボープロジェクト《壁画》	日光市	日光だいや川公園(日光市瀬川844)	日光だいや川公園管理事務所	0288-23-0111
8月1日(土)・8月8日(土)・8月14日(金)・8月15日(土)・8月22日(土)・8月29日(土) 20:45～(約8分予定)※天候の急激な変化がある場合(荒天・強風等)は、急遽中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。	鬼怒川温泉 百華繚乱花火～鬼怒川焰火(きぬがわえんか)～	日光市	打上場所:鬼怒橋岩大吊橋(日光市鬼怒川温泉)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
8月2日(日)	湖上祭(こじょうさい)	日光市	日光二荒山神社中宮祠(日光市中宮祠2484)・中禅寺湖	日光二荒山神社中宮祠	0288-55-0017
8月2日(日)・8月23日(日)10:30～16:00	だいや日曜市	日光市	日光だいや川公園(日光市瀬川844)	日光だいや川公園管理事務所	0288-23-0111

※内容の詳細は、各問い合わせ先にお問い合わせください。

栃木県立美術館企画展

ゲームと美術

信長の野望／コエーテクモゲームスの野望

Game and Art: Nobunaga's Ambition, KOEI TECMO GAMES' Ambition

ゲームで
アート体験!?

シブサワ・コウが生んだ
大人気歴史シミュレーション
ゲームを大解体!

2026

7月11日(土) — 9月6日(日)

開館時間：午前9時30分～午後5時(最終入館は午後4時30分)

休館日：月曜日(7月20日は開館)、7月21日(火)

観覧料：一般1,500(1,300)円、大高生800(700)円

中学生以下無料 ※()内は20名以上の団体料金



オンラインチケット購入



ゲームと美術特設サイト

インタラクティブ
アートの誕生

主催：ゲームと美術展実行委員会
(栃木県立美術館、下野新聞社)

特別協力：株式会社コエーテクモゲームス



助成：公益財団法人乃村文化財団
後援：朝日新聞宇都宮総局、宇都宮コミュニティFM「ミヤラジ」
株式会社エフエム栃木、東京新聞宇都宮支局
株式会社とちぎテレビ、株式会社栃木放送
毎日新聞宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局

©コエーテクモゲームス All rights reserved.

栃木県立美術館

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

〒320-0043 栃木県宇都宮市桜4-2-7 TEL.028-621-3566 <https://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>

栃木県立美術館企画展

ゲームと美術

信長の野望／コーエーテクモゲームスの野望

Game and Art: Nobunaga's Ambition, KOEI TECMO GAMES' Ambition



「美術館でゲームを展示する」ってどういうこと？

実は現在、世界中でゲームを美術的な視点から再検討する動きが始まっています。たとえば、MoMA（ニューヨーク近代美術館）は、ゲームを「プレイ可能なデザイン」「インタラクティブな芸術体験」として捉え、2012年よりビデオゲームを正式に収集対象と位置づけています。

そこで本展では、栃木県足利市を創業地とするゲームメーカー「コーエーテクモゲームス」が展開する「信長の野望」シリーズを中心とした歴史シミュレーションゲームを、美術的文脈において再評価することを試みます。ゲームを単なる娯楽や商業製品としてではなく、高度なデザイン性によって表現された「作品」として評価し、プレイによって得られるインタラクティブな体験を「芸術体験＝鑑賞」として捉えることで、その芸術性に迫ります。



初期の開発に
使用された「MZ-80C」個人蔵

関連イベント

※各イベントとも、ご参加には当日の企画展観覧券が必要です。



トーイイベント

「ゲームは美術となり得るのか」

オンラインによる事前予約制（定員80名） 予約開始日：6月22日（月）午後9時

日 時：7月25日（土）
午後2時～3時30分

ご予約は
こちらから



会 場：栃木県立美術館 集会室

登壇者：吉田寛氏（東京大学大学院人文社会系研究科・
文学部教授、美学芸術学研究者）

小笠原賢一氏（コーエーテクモゲームス常務執行役員、
「信長の野望」シリーズIPプロデューサー）

武関彩瑛（栃木県立美術館 本展担当学芸員）



学生発！ゲームラボ（予約不要）

日 時：8月8日（土）、9日（日）
午前10時～午後5時

会 場：栃木県立美術館 集会室

協 力：TBC学院医療情報ビジネス専門学校ゲームクリエイター学科
宇都宮メディア・アーツ専門学校ビジュアルデザイン科
宇都宮ビジネス電子専門学校ゲームクリエイターコース

内 容：県内のゲーム関連学校の学生作品を体験してみよう！
将来のゲームクリエイターの作品をいち早く体験・鑑賞
できちゃうかも？

「信長の野望 出陣」コラボ開催！

本展では、スマートフォンアプリ「信長の野望 出陣」と
のコラボレーションを実施します。詳しくは、アプリ内
お知らせをご確認ください。



戦国ウォークゲーム



ダウンロードは
こちらから

【同時開催】コレクション展II いきもの・いろいろ

会期：7月11日（土）～10月1日（木）※9月7日（月）～18日（金）は休館

宇都宮美術館のご案内

カンディンスキー 世界は鳴りひびく 一日本のコレクションでたどる画業と反響一

会期：7月19日（日）～9月3日（木）

※詳細は宇都宮美術館にお問い合わせください。TEL 028-643-0100

栃木県立美術館

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

〒320-0043 栃木県宇都宮市校4-2-7

TEL 028-621-3566

<https://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>

【交通案内】

○電車・バス

・JR東京駅から東北新幹線にて約50分
・JR宇都宮駅（西口6番・7番バス乗場）、東武
宇都宮駅から「関東バス作新バス線-新生行き」
にて「坂道十文字」バス停下車徒歩5分

○自転車

・東北自動車道西ICから約10km、約20分
・東北自動車道宇都宮ICから約10km、約20分
・北関東自動車道壬生ICから約13km、約25分



©コーエーテクモゲームス All rights reserved.



8月10日(月)～14日(金)まで、夏季休業とさせていただきます。
ご迷惑ご不備をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い致します。

会員へのメール配信サービスにご登録ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行っております。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。(現在、約120社が登録済です。)

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力
何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

【協会の皆様へ】 一許可証の変更等について一

協会の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

□氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

□廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

一 編集後記 一

これから本格的な台風シーズンを迎えます。ウェザーニュースが発表した今シーズンの台風発生数（これも AI 予測）は平年を上回る 28 個だそうで、6 月までにすでに 8 個も発生しています。また「ダブル台風」が印象的で 6 月末の 7 号・8 号に続き、現在は 9 号・10 号が発達中です。

梅雨明けが待ち遠しいですが、今年は平年並みの 7 月 20 日前後になりそうですね（ちなみに昨年は平年よりかなり早い 6 月 28 日頃）。

一 事務局だより 一

☆ 6 月 5 日（金）

青年部関東ブロック通常総会及び交流会事業が、埼玉県さいたま市のベルヴィ大宮サンパレスにおいて開催され、臼井部長をはじめ 7 名が出席しました。

☆ 6 月 11 日（木）

三役会が栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、神山・山本・加藤副会長、野中常務理事兼事務局長が出席し、次回理事会等について協議しました。

☆ 6 月 18 日（木）

全国産業資源循環連合会青年部協議会第 27 回通常総会が、東京都千代田区の A P 新橋において開催され、臼井部長と仲田副部長が参加しました。

☆ 6 月 19 日（金）

全国産業資源循環連合会第 16 回定時総会が、東京都港区の明治記念館において開催され、神山・山本・加藤副会長、野中常務理事兼事務局長及び当協会の表彰受賞者 5 名が出席しました。

☆ 6 月 25 日（木）

関東地域協議会建設廃棄物部会が、東京都千代田区のエッサム神田ホールにおいて開催され、加藤副会長、五月女理事、野中常務理事兼事務局長が出席しました。